

# フランスにおけるマグナ・カルタ観

石井三記

- I はじめに
- II ヴォルテール『哲学書簡』と百科全書の項目
- III フランス革命期の憲法に合冊されたマグナ・カルタの仏訳
- IV 19世紀以降のギゾーとブトミー
- V おわりに

## I はじめに

本稿は、2015年6月13日に関西学院大学で開催された第67回法制史学会総会シンポジウム「マグナ・カルタの800年—マグナ・カルタ神話論を越えて—」におけるフランス法史からのコメント報告をもとにその後のフランスでの調査も加味したものである。本シンポジウムを見事に組織された深尾裕造教授にまずお礼申しあげたい。

筆者に依頼されたのは「フランスにおけるマグナ・カルタ観」についてのコメントということだったが、一般的に言って、フランスでのマグナ・カルタの知識は学生や研究者間でも日本と同じ程度ではないかというのが率直なところである。コメントの依頼を受けた2014年から、折を見てはフランスに留学中の知人を通して、あるいはフランスの研究者との雑談の機会に「マグナ・カルタについて知っていますか」、「フランスではマグナ・カルタ800周年に何かコロークなどの催し物の情報がありますか」との問いにたいし、芳しい答えは返ってこなかった。2003年のときの「マーベリ対マディソン」事件判決200周年のパリ第2大学でのコロークがあったのとは違うようである。とはいっても、今回のシンポジウムの副題である「マグナ・カルタ神話論」をまずは念頭におきながら、すこし考えを進めてみたい。

戦前、瀧川幸辰は、ドイツ新派の刑法学者リストのことは「刑法は犯人のマグナ・カルタ」を引いて来て、罪刑法定主義を支える三つの思想の第一に、イギリスのマグナ・カルタ思想（人権保障）を挙げている（第二はベンディング、フォイエルバッハの平衡理論つまり心理強制主義理論、三番目はモンテスキューの分権理論つまり「裁判官は法律を語る口」である）。瀧川は罪刑法定主義思想につらなる歴史をつぎのように概観している。「1215年国王ジョンは自由な市民に、自由刑及び財産刑が法律に基いてのみ科せられること、それが裁判上の手続きを経た後に執行せられること（第39条）を約束した」とし、これが「憲法における罪刑法定主義思想の最初のものであり、近代刑法の淵源である」とする。そして1774年アメリカのフィラデルフィアの宣言第5条が「人権は法律によるにあらざれば絶対に奪われないこと」を保障し、1789年フランス人権宣言が「法律は絶対に必要な刑罰の外はこれを定め得ないこと、何人も行為以前に規定せられ、公布せられ、適法に適用せられた法律によるにあらざれば罰せられないこと」（第8条）を、さらに1810年フランス刑法第4条がこの原理を掲げ、ここに刑法上の根本原則になったとする<sup>1)</sup>。

いずれにしろ、「自由の砦としてのマグナ・カルタ」を評価する教科書的説明から注目される条文は、当然のことながら、29条=39条<sup>2)</sup>の「法の適正手続・公正な裁判の実施」の条文になるということに留意して、ではそれが、すくなくとも18世紀のフランス啓蒙思想や革命期にもスポットライトのあてられていた条文なのかどうかを検討したい。

- 
- 1) 以上は、瀧川幸辰「犯罪の防衛か犯人のマグナ・カルタか」『刑法雑筆』1936年、初出は『改造』18巻11号。ここで、罪刑法定主義の系譜が問題となっているからだろうか、フランス人権宣言第7条ではなく第8条に言及されることにはなるが、この点、Ⅳのイェリネック対ブトミーの人権宣言論争で再度振り返ることにする。なお、瀧川が「新派」刑法学のリストの発した「刑法は犯人のマグナ・カルタ」のことは注目している点は興味深いものがある。
  - 2) マグナ・カルタの条文数（章と訳すべきかもしれないが）については、岩波文庫『人権宣言集』等で採用されている1215年版の中身が、すぐに大幅な修正削除を経て10年後の1225年に確定することになることから、条文番号については1225年版を前に（本文の例では29）、1215年のものを後に（本文の例では39）表記することとする。

## II ヴォルテール『哲学書簡』と百科全書の項目

18世紀啓蒙思想のなかで、マグナ・カルタに明示的に言及したのものとしては、ヴォルテールの代表作のひとつ『哲学書簡、別名イギリスだより』と、18世紀半ばに刊行されていくディドロとダランベール編『百科全書』のいくつかの項目を挙げるができる。このほかに、『法の精神』11編6章でイギリスの国制について詳細に紹介検討したモンテスキューが候補として予想されるのだが、マグナ・カルタについて明示的に論じた箇所はなく、ただかれのエッセー集にジョン王の言及があるだけであり、またルソーも、管見の限りでは、マグナ・カルタへの言及は見当たらなかった。

まずヴォルテールの『哲学書簡』（1734年、英訳も同年）を見ておこう。その第9書簡「統治について（岩波文庫訳では「政治について）」がそうである。仏文は以下の通りである（下線、枠は引用者）<sup>3)</sup>。

Heureusement, dans les secousses que les querelles des rois et des grands donnaient aux empires, les fers des nations se sont plus ou moins relâchés ; la liberté est née en Angleterre des querelles des tyrans. Les barons forcèrent Jean sans Terre et Henri III à accorder cette fameuse charte, dont le principal but était, à la vérité, de mettre les rois dans la dépendance des lords, mais dans laquelle le reste de la nation fut un peu favorisé, afin que, dans l'occasion, elle se rangeât du parti de ses prétendus protecteurs. Cette Grande Charte, qui est regardée comme l'origine sacrée des libertés anglaises, fait bien voir elle-même combien peu la liberté était connue. Le titre seul prouve que le roi se croyait absolu de droit, et que les barons et le clergé même ne le forçaient à se relâcher de ce droit prétendu que parce qu'ils étaient les forts.

Voici comme commence la Grande Charte : « Nous accordons de notre libre volonté les privilèges suivants aux archevêques, évêques, abbés, prieurs et barons de notre royaume, etc.

Dans les articles de cette charte il n'est pas dit un mot de la Chambre des

3) この仏文の引用については、初版の1734年の『哲学書簡』の「第9書簡」が以下のサイトで閲覧できる。[http://fr.wikisource.org/wiki/Lettres\\_philosophiques#NEUVI.C3.88ME\\_LETTRE\\_SUR\\_LE\\_GOUVERNEMENT](http://fr.wikisource.org/wiki/Lettres_philosophiques#NEUVI.C3.88ME_LETTRE_SUR_LE_GOUVERNEMENT).

Communes, preuve qu'elle n'existait pas encore, ou qu'elle existait sans pouvoir. On y spécifie les hommes libres d'Angleterre : triste démonstration qu'il y en avait qui ne l'étaient pas. On voit, par l'article 32, que ces hommes prétendus libres devaient des services à leur seigneur. Une telle liberté tenait encore beaucoup de l'esclavage.

Par l'article 21, le roi ordonne que ses officiers ne pourront dorénavant prendre de force les chevaux et les charrettes des hommes libres qu'en payant, et ce règlement parut au peuple une vraie liberté, parce qu'il ôtait une plus grande tyrannie.

この日本語訳は以下の通りである<sup>4)</sup>。

「運のいいことに、王と諸侯たちとの間の葛藤が帝国に与えた震動のあおりで、もろもろの国民に加えられていた鉄鎖が多少ともゆるんだのだ。専制君主間の葛藤から、自由がイギリスでは生れたのである。バロンたちはジョン失地王とヘンリー三世を強要してあの有名な憲章を承認させた。その主な目的は、実は、王を貴族（ロード）たちの従属下に置くことにあったが、しかしその中で、爾余の国民も少々は特典のおこぼれにあずかった。その肚は、いったん有事の際には国民がその自称擁護者たちの側につくように仕向けるためである。この大憲章は、イギリス的自由の神聖な起原のように見做されているが、また自由というものがいかに少ししか知られていなかったかをも示している。この名称そのものが、王に絶対の権力があると彼自らは思っていたこと、バロンや僧職者でさえ、彼らの力が最も優勢だったからこそ王のこの自己免許の権利をやっとのことで放棄させることができたことの何よりの証拠である。

大憲章はこんな調子に始まる。「余は余が自由なる意思に基づき、余が王国の大司教、司教、僧院長、及びバロンに次の如き特権を付与するものなり、云々。」

この憲章の条文のなかには、下院については一語も述べられていないが、これは下院がまだ存在していなかったか、あるいは存在していても勢力がなかったかの証拠であろう。またそこには、イギリスにおける自由民なるものがいちいち挙げてあるが、これなども自由民でない人間もいたことの悲しむべき証明にほかならない。我々は第三十二条によって、自由だと称

---

4) ヴォルテール『哲学書簡』林達夫訳、岩波文庫、1951年初版、55-56頁。

されているはずの人間が、その領主に対して奉仕の義務を負っていることを知るのである。こんな自由は、まだまだ奴隷制から距たること遠くはなかったのだ。

第二十一条で、王は、その役人が今後は支払いをしてでなくては自由民から馬や荷車を徴発してはならぬと命じている。この法規は人民にはこれこそ本当の自由だと思われたものである。いちばん苦痛の種だった一つの専制が取除かれたからだ。」

林達夫訳でも「マグナ・カルタ」とはなっておらず、フランス語原文に見られるように「Grande Charte」（大憲章）が用いられている。条文は32条と21条が引かれている。この点は、つとに、井ヶ田良治「ヴォルテールの『哲学書簡』が引用したマグナ・カルタについて」で指摘されていることだが、ヴォルテールが見たマグナ・カルタは、条文の番号から、1215年のものではなくて、1225年のものであり、おそらくクックのSecond Institute [『イングランド法提要』第2部] に引かれたものを使ったと推測されている<sup>5)</sup>。

したがって、のちに刑法改革に向かうことになるヴォルテールではあるが、この時点では、マグナ・カルタの代表的条文である29条 = 39 + 40条「法の適正手続・公正な裁判の実施」条項への言及は見られない。もちろん、マグナ・カルタを「イギリス的自由の神聖な起原」として著名なものとはしているが、その自由はまだ封建的身分的特権の域を出るものではなく、ただ「おこぼれ」的なかたちで国民にも享受できることを、醒めた目で分析しているのがヴォルテールなのである<sup>6)</sup>。

つぎに『百科全書』（1751～72年）の関係項目を見ていく<sup>7)</sup>。

まず、項目として「大憲章」そのものが立てられている。執筆者はエドゥ

5) 井ヶ田良治『法を見るクリオの目』法律文化社、1987年、45頁。初出は「JSA同志社ニュース」1984年。上記の32条は1215年の2年後の1217年のときに「第39条」として挿入されたものであり、上記の21条は1215年では第30条に相当するという。同書46頁。

6) ヴォルテールの蔵書目録（死後、ロシアのエカチェリーナ2世に寄贈され、現在、サンクト＝ペテルブルクにある。<http://voltaire.nlr.ru/fr/page3.htm>）では「Abrégé de l'Histoire d'Angleterre, par M. de Rapin Thoyras」の1730年版10巻と1749年の新版が記載されているが、「E. Coke」「Blackstone」はない。

7) 以下、ディドロとダランベール編『百科全書』については、シカゴ大学のARTFLプロジェクトのサイト（<http://portail.atilf.fr/encyclopedie/>）等を利用した。

ム＝フランソワ・マレ (Edme-François Mallet) である。その標題はフランス語ではあるが、ただ、ラテン語の「magna charta」が、その語義の説明で必要だからと思われるが、しるされている。つまり、「大」の意味をまず解説し (御料林憲章との区別など)、つぎに大憲章の歴史的な前史はエドワード王、ヘンリ1世にさかのぼりうるもので (聖俗にわたる自由特権の授与)、その後継者たるヘンリ2世やジョン王に引き継がれ、ジョン王の晩年の専制にバロンたちが武器をもって立ち上がって認めさせたのが大憲章である。つぎのヘンリ3世が新たに、今日「大憲章」「マグナ・カルタ」と呼ばれるものを作成させ、ウェストミンスター宮殿で、手にろうそくをもつ貴族と司教を前に、王は手を胸にあてて、この大憲章を読み上げさせ、読み上げののち、おごそかにその遵守を誓った。そして、聖職者たちはろうそくを消して、地面に投げ、この憲章を破るものには光はなく、地獄に落ちようと叫ぶのだった。本項目の末尾には、結論的に、「大憲章はイギリス人民の法と自由の基礎」であるとの文章が置かれるのである。

マレは、この項目のほか、イギリス史における貴族身分に関連する「バロン」「コンテ法院」の項目のなかで大憲章に言及している。百科全書の項目中、マグナ・カルタつまり「大憲章」に言及したものとしては、ルイ・ド・ジョクール (Louis de Jaucourt) 執筆の「死手権制度 (MAIN-MORTE)」「度量衡 (POIDS)」「軍役免除金 (SCUTAGE)」に、プラス評価の大憲章が示されることになる。すなわち、「死手権」では、ジョン王の大憲章により、教会への土地の譲渡が臣民に禁止されていたが、土地が公共のために活用されるほうがいいとの主張が見られ、「度量衡」では、大憲章27章 (vingt-septieme chapitre) で度量衡が王国全土で単一であること (おそらく条文は25=35条)、「軍役免除金」では、ウィリアム1世以来身分制議会の同意なく課されてきた税金で、だから大憲章が廃止したと、ルイ・ド・ジョクールは述べる。

もうひとり、大憲章に言及した執筆者にプーシェ・ダルジスがいる。かれはパリのシャトレ裁判所の開明的な裁判官で革命前には法律扶助の協会を立ち上げている<sup>8)</sup>。かれの執筆した「国王同輩格貴族 (Pair de France)」にマグナ・カルタ29条=39条が登場する。すこし紹介してみよう。イギ

8) 石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年、196頁。

リスの大部分の法慣習はフランスの古き法から借用して、いまでも使われているとする。そしてラテン語でマグナ・カルタの条文の一部を引用し、「同輩による適法な判決」の同輩については、同じ身分境遇にある者として、今でもイギリスの裁判で被告人たちは同輩によって裁かれると説明される。この慣習は、カロンリング朝末期にひろがった封建的治政から来たわけではなかった。それは同輩格の権利を、とくに犯罪者に、確立することしかしてはいない。すなわち、上位者は下位者によって裁かれることはできない。これが、シャルルマーニュの法令により言われていた、自然そのものから汲み取られた原理なのだ。

ブーシェ・ダルジスは、おそらく罪刑法定主義のラインではなく、同輩裁判の延長にあるイギリスの陪審裁判こそが「犯人のマグナ・カルタ」だと考えたのではないだろうか。

以上、ヴォルテールおよび百科全書で、明示的に条文を引いていた箇所については、ラパン（Rapin Thoyras）の『イギリス史』（原文はフランス語）からの引用ではなく、おそらく1225年以降のマグナ・カルタの条文と一致していたことがわかる。

しかし、フランス革命初期の1791年憲法に付されたマグナ・カルタ仏訳はラパンの条文番号に合致していて、1225年版ではないのである。節をあらためて、紹介してみたい。

### Ⅲ フランス革命期の憲法に合冊されたマグナ・カルタの仏訳

この資料は、名古屋大学法学図書室所蔵のもので、書物の正式なタイトルは *La Constitution Française, présentée au roi par l'Assemblée nationale constituante, le 3 septembre 1791, et acceptée le 14 du même mois : suivie de la grande Charte d'Angleterre, et des Constitutions américaines*, Paris, s.d. である。これはページ打ちが別個の2冊を合本したものと考えられるが、タイトルページの表題では、フランス憲法がメインで、イギリスのマグナ・カルタとアメリカ諸州の憲法が付録の位置づけである。前半が1791年フランス憲法で112頁、後半がマグナ・カルタとアメリカ諸州の権利宣言のフランス語訳で139頁になっている。なお、この後半部分は、独立した書物として、フランス国立図書館のデジタル・ライブラリー「ガリカ（Gallica）」でも、この同じ

版組のマグナ・カルタとアメリカの諸宣言仏訳を見ることができるが、出版年は「共和国2年」となっている。つまり、立憲君主制を定めた1791年憲法は失効しており、タイトルページについても「イギリスの現政体の悪弊を知るためにも、わが国の平等原理を愛するようさせるためにも、われわれの置かれている現下の状況において重要な作品」と付されて、イギリスの大憲章およびアメリカ13州の憲法が紹介されているわけで、フランス革命期の愛国的風潮を読み取ることができる。細かな点だが、マグナ・カルタの「憲章」のフランス語の綴りが共和国2年版のタイトルページのみ *charte* であって、1791年憲法の付録のものと本文自体は *chartre* となっている。

この革命期の出版物においては、マグナ・カルタのフランス語訳がはじまる前に、イギリスの歴史が概説されている。その冒頭で概説の筆者は、イギリスを絶望の淵に落とし、その後の諸々の大革命の兆しとなっていたのは、ひとえに無知無学で残忍極まりなく野心家の君主たちの悪徳のなせるわざであるとし、ジョン王は不徳のかたまりというべき人物で、このような人物がいたから、大憲章が制定され、今日では、イギリス人の自由の城壁になったのだ、という。ただ、イギリスで革命に立ち上がったのは大貴族であって民衆ではなかった。13世紀当時のイギリスを取り巻く対外情勢も追い風になって、またバロンたちの結束もあって、かれらの要求するエドワード聖王の法律再確認およびヘンリ1世憲章の認めた特権遵守が勝ち取られたのである。したがって、ロンドンの役割はあるものの民衆の役割は大きくはなく、今日までヨーロッパには二種類の人間、すなわち、王と領主たちしかいないも同然だったのだとし、説明のさいごに、マグナ・カルタおよび御料林憲章はその実施を監視するお目付け役として25人のバロンを選んでいること、違反があれば王が4日以内にただすようにし、最終的にはバロンたちは武器でもって矯正できること、各地のシェリフは住民に「ふたつの憲章の遵守」を誓わせたことがしるされ、こうしてイギリス国民の自由の基礎となっているとするのである。

革命初期の本資料のマグナ・カルタ仏訳は、表題が「共通の諸自由の憲章、あるいは1215年にジョン王により臣民にあたえられた大憲章 (*Chartre des communes libertés, ou la grande Chartre accordée par le roi Jean à ses sujets, l'an 1215*)」となっている。フランス語訳文は、1724年から出版されるラバ



ン『英国史 (Histoire d'Angleterre)』によるものと考えられ、翻訳も綴り方が若干違っているものの（たとえば、表題の *libertés* の最後の *s* は *z* になっている）、条文番号も同じで、前文 + 67 条である<sup>9)</sup>。

本資料にはフランス革命期の情勢を反映した脚注が付されている点が注目される。その脚注は4か所ある。まず、マグナ・カルタ冒頭の条項に2つ。ひとつは、「イギリスの教会における選挙の自由」への注で、マグナ・カルタが出された当時のローマ教皇庁はこれを非難もしていなかったのが、フランス革命期 1790 年 7 月の法令である「聖職者 = 公務員」法で公選制を導入したことについては、教皇庁がもっともつよく反発した点であると皮肉っている。つぎに、本資料では第 2 条となるが、後段の「自由人の権利の確認」への注として、国王が自由を付与することをおこがましいことだと批判する注になっていて、地上の専制君主たちはまもなく、君主に属すものすべては君主が統治する国民の自発的な譲歩の産物であることを思い知るだろう、とされる。三番目の注は「未成年相続人の後見権」（本資料では第 4 条だが、3 条 = 3 条）で、これがノルマンディー慣習法にある規定の萌芽となっているとする。さいごに、本資料 34 条「動産遺産処分」が教会の関与を認めている点について、マグナ・カルタの当時、無遺言で亡くなったばあいに聖なる地所への埋葬は教会の許可が必要との慣習があることを注記している。そして遺言があるときには、いつも聖職者たちへの言及があって、最良の取り分はかれらにもっていかれることがされるのである。

以上、革命期の本資料には、教会や専制君主にたいする批判のほうは明記されるが、人権宣言の罪刑法定主義や適法手続きの源流をマグナ・カルタに見るような視線はないといえよう<sup>10)</sup>。なお、本資料におけるマグナ・

9) *Histoire d'Angleterre*, par Mr de Rapin Thoyras, t.2 (2<sup>e</sup> éd.), La Haye, 1727, p.292 sq. 本書の英訳は名大経済学図書室にあり、そこでのマグナ・カルタはラテン語英語の対訳で、条文番号の最後は 79 条になっている。The History of England, written in french by Mr. Rapin de Thoyras, 2<sup>e</sup> ed., vol.1, London, 1732, p.285 sq.

10) ただ、フランス人権宣言の第 7、8 条を審議する 1789 年 8 月 22 日の議会議事録には、イギリスの令状 (warrant) 制度規定の提案がなされていて、その際に引き合いに出されているのが「有名な」Wisk の事件とされる。おそらく、これは 1760 年代に時の英国王ジョージ 3 世を批判したりして、一時フランスに逃れていたジョン・ウィルクス (John Wilkes) ではないかと思われる。Claire Breyar and Julian Harrison (ed.), *Magna Carta : Law, Liberty, Legacy*, London, 2015, p.170.

カルタ 29 = 39+40 条の仏訳は以下のようになっている。条文番号は 48 + 49 となる。

XLVIII. On n'arrêtera, ni n'emprisonnera, ni ne dépossédera de ses biens, coutumes et libertés, et on ne fera mourir personne, de quelques manière que ce soit, que par le jugement de ses pairs, selon les loix du pays.

XLIX. Nous ne vendrons, ne refuserons ou ne différerons la justice à personne.

#### IV 19 世紀以降のギゾーとブトミー

福沢諭吉の文明論に影響をあたえたことで、つとに知られるフランソワ・ギゾーはその『ヨーロッパ文明史』（1828 年）のなかで、短くマグナ・カルタに触れているが<sup>11)</sup>、明治 15 年 = 1882 年に英語から重訳された『歐洲代議政體起原史』（ただし、この日本語訳は完結していない）には、マグナ・カルタのギゾーなりの位置付けがなされていて、興味深い。原文は 1820 年代のソルボンヌでの近代史講義をもとにして 1851 年に出版されたものである<sup>12)</sup>。

ギゾーは大憲章を「イギリス憲法の土台 (base de la constitution de l'Angleterre)」であるとし、マグナ・カルタの発給までの経緯を述べて、1215 年版の条項を引用しつつ、内容の分析を三つの視角からおこなう。すなわち、聖職者、貴族、そして人民それぞれの利害のカテゴリーに分類していくのである。まず聖職者の利害にかかわるものは第 1 条があるが、すでに以前にも規定されていたことから、条文数は多くないとし、封建貴族の特権にかんする規定は第 2 条以下、多数あり、かつてないほどの独立性と安全をもたらしたとしている。さらに、代議制の問題につらなるものとして、マグナ・カルタの大バロンと小バロンの区別がイギリスの二院制の源流であるとするのである。国民の利害にかかわる規定もあり、税の徴収手続きがそうであり、また裁判にかんするさまざまな規定が挙げられて

11) フランソワ・ギゾー『ヨーロッパ文明史』安土正夫訳、みすず書房、1987 年、237 頁では、1215 年にマグナ・カルタが発布されたことはよく知られているが、その後の国王たちによって 16 世紀までに 30 回以上確認されてきたことはあまり知られていないことを指摘し、この時期に下院が組織されてきたことを述べている。

12) *Histoire des origines du gouvernement représentatif en Europe*, par M. Guizot, Bruxelles, 1851, 7<sup>e</sup> et 8<sup>e</sup> leçons.

いる。ここに 29 = 39+40 条が引用されるが、仏文のイタリック部分が「同輩の適法な、かつ国の法にのっとった」判決によるのでなければ…という読み方が興味深いと思われる。この箇所の原文は以下の通り（イタリック部分に、引用者が下線を付した）。

Aucun homme libre ne sera arrêté, ni emprisonné, ni dépossédé, ni mis hors la loi, ni exilé, ni atteint en aucune façon ; nous ne mettrons point et ne ferons point mettre la main sur lui, si ce n'est en vertu d'un jugement *légal par ses pairs et selon la loi du pays*.

このほか、ロンドン市等の特権、商人の出入国の自由などにも言及され、これらの特権自由を国王に遵守させる仕組みとしての 25 人のバロンの任命に注意を向ける（マグナ・カルタ 1215 年版の 61 条）。全体的な評価として、ギゾーは、一般にマグナ・カルタはバロンたちの利害のためだけにあるかのように言われているが、すくなくとも三分の一の条項は人民の利益のための約束そして保証になっているとする。

19 世紀末から 20 世紀にかけて、イエリネックとの人権宣言論争で知られるフランスの政治学院長ブトミーは、論争以前のかれの著作『憲法研究：フランス、イギリス、アメリカ（Etudes de droit constitutionnel : France – Angleterre – Etats-Unies, par E. Boutmy）』（1885 年）が、明治 26 年 = 1893 年にこれも英語から重訳されていて（ちなみに英訳はダイシー夫人）、『英米佛比較憲法論』の著者ブーミーとして知られていた。

かれは、イギリスの憲法の主たる法源には四つあるという。すなわち、条約の類、コモンローと通常呼ばれる先例や慣習、協約（pactes）、そして制定法である（p.9）<sup>13</sup>。協約の憲法には三つあり、1215 年の大憲章、1688 年の権利章典、1701 年の王位継承法がそうである（p.39）。大憲章の内容は、封建制にかかわる事項のほか、個人的自由を要求するものとして告訴裁判から市民を守る規定があるが、これはまだ野蛮な（barbare）社会では第一に必要なことだったことを意味している、という（p.43）。また軍役免除の楯金つまり援助金の徴収には王国の一般評議会の議がなければならないことを規定していることも指摘して、この一般評議会の召集手続きなども

13) 本書の引用については、フランス国立図書館のデジタルライブラリー「Gallica」を用いた。

規定され、さらに条項の遵守のための25人のバロンからなる常任委員会も設けられていて、権利章典や王位継承法よりも「憲法」にふさわしいといえる。ただ、大憲章の今日的意義は、時代遅れの多数の条項にあるというよりも、現代イギリス国民に浸透しイギリス国民を活気づけている、そのいきいきとした精神にある、というのである (p.43-45)。

プトミーの「人権宣言とイエリネック氏」は1902年の『政治学年報』に掲載されたものが初出であり、これはのちに『政治研究ノート (Etudes politiques, Paris 1907)』に収められる。フランスの人権宣言はアメリカ諸州の権利宣言(さらには信教の自由)をお手本にしたものとするイエリネックの説にたいし、プトミーは前者が後者に起因するという因果関係で考えるのではなくて、18世紀の同じ土壌から両者が出てきたと考えたほうがいいと主張したのであった<sup>14)</sup>。その際に、プトミーは、マグナ・カルタ以来のイギリスのコモンローの伝統を持ち出すことによって、アメリカ諸州の権利宣言とフランス人権宣言との比較検討の視野を広げようとするのである。

具体的な例として、フランス人権宣言7条の箇所を見てみよう。イエリネックはアメリカーフランスの関係で、フランス人権宣言の各条文を対比させ、第7条では、マサチューセッツ憲法12条とヴァージニア憲法10条が引かれている。前者のマサチューセッツ憲法12条には「いかなる被治者も、同輩の裁判または国の法律によるのでなければ、逮捕、監禁され、その財産、免除もしくは特権を没収もしくは剝奪され、法律の保護を奪われ、追放され、またはその生命、自由もしくは財産を奪われることはない」との文章があり、イエリネックも「マグナ・カルタ第39条」を注記してはいるのだが<sup>15)</sup>、プトミーはつぎのようにいう。第7条の司法的保障はすぐれてイギリス的自由であり、アメリカはイギリスの法律学者の主義を文字通り複製したにとどまり、それにたいして、フランスの第7条にはアメリカには見られない「恣意的な逮捕への処罰」と「法律により逮捕される市民の抵抗禁止」の考えがあるというのである<sup>16)</sup>。

ちなみに、フランス人権宣言第7条の原文と拙訳は以下の通りである。

Art. 7. Nul homme ne peut être accusé, arrêté ni détenu que dans les cas

---

14) 初宿正典編訳『人権宣言論争』みすず書房、1981年、149-151頁。

15) 同書、60-61,67頁。

16) 同書、159-160頁。

déterminés par la Loi, et selon les formes qu'elle a prescrites. Ceux qui sollicitent, expédient, exécutent ou font exécuter des ordres arbitraires, doivent être punis ; mais tout citoyen appelé ou saisi en vertu de la Loi doit obéir à l'instant : il se rend coupable par la résistance.

第7条 だれも、法律に定められた場合であって、かつ法律が規定した手続きによってでしか、告訴、逮捕、または拘束されることはできない。恣意的な命令を請願し、発行し、執行し、または執行させる者は処罰されなければならない。しかし、法律の名において召喚され、または逮捕される市民はすべて、ただちにしたがわなければならない、抵抗することは罪状を認めたことになる。

## V おわりに

19世紀フランスで大憲章をタイトルにした書物がアシェット（Hachette）社から出版されていた。正式なタイトルは『大憲章、あるいはイギリスにおける立憲制度の樹立（*La Grande Charte ou L'Etablissement du régime constitutionnel en Angleterre*）』で、著者は Camille Rousset で、ギゾーの監修、出版年は1853年である。しかも、本書はこの出版社から出ていた「鉄道文庫：歴史旅行シリーズ（*Bibliothèque des chemins de fer : Deuxième série : Histoire et voyages*）」の一冊として出されており、パリ市歴史図書館所蔵の本書にはルイ・ル・グラン帝立高等学校の1866-1867年学期の優秀生徒への賞としてあたえられたことも示されていて、19世紀フランスでのイギリス憲法史への関心を示しているともいえるし、鉄道叢書という点も興味深い。この著者は第三共和政期に活躍する歴史家で、アルジェリアの歴史などもある。イギリス史に関する著作はこれだけのようである。ただ、本書の内容は、冒頭の「大憲章は1215年だけではない」として、第1章がトーマス・ベケットから語られはじめ、その仇をうつものとしてのマグナ・カルタの位置付けになっていて、最後のエピソードが最近建てられたイギリス・ウエストミンスター国会議事堂にその時点で置かれている4つの銅像がすべてマグナ・カルタに署名している Langton, Warenne, Kent, d'Arundel となっていることを示しているのが注目されるが、そのあいだは淡々とした歴史叙述になっているので、それほどドラマティックな読み

物というわけではない。

今日のフランスを代表する法制史学者のひとりカルバスの手になるクセジュ文庫『法制上の100の年号』では1215年の「イギリス王国の大憲章」が挙げられている<sup>17)</sup>。そこでは、「イギリス人の自由」を打ち立てた最初の記念碑として知られているマグナ・カルタも、その当時、12世紀から14世紀にヨーロッパ中で花開いていた憲章のひとつであり、「諸自由」の実態は「自治特権」ということであることが指摘される。そして、マグナ・カルタのオリジナリティはそれほどではないことが、条文にそくして検討されていく。この冷ややかな視点は、だが逆に、フランス革命期のパークがイギリスの自由なるものは人権といった抽象的なものではなく、歴史的に継承されてきた相続財産であるとの主張と親和的といえるのかもしれない<sup>18)</sup>。

英仏海峡をはさんで、一方の2015年のマグナ・カルタ800周年の盛り上がり方は、他方のフランス革命200周年のときと比較することができるのかもしれないが、1989年のときは革命の光と影のはげしい議論がともない、そしてなによりも中国の天安門事件やベルリンの壁崩壊が起きたことで革命のアクチュアリティを意識せざるをえなかったが、それから20数年後のマグナ・カルタ800周年では、もちろんマグナ・カルタの3つの条文が現行法であることを踏まえても、おなじく現行法である1789年フランス人権宣言のフランス憲法院での引用参照を考えると、マグナ・カルタ800周年の場合はどうしても歴史色のつよいものになっていたように思う<sup>19) 20)</sup>。

---

17) Jean-Marie Carbasse, *Les 100 dates du droit*, Paris, 2011, pp.39-41.

18) エドモンド・パーク『フランス革命についての省察(上)』中野好之訳、岩波文庫、2000年、62-63頁。

19) 大英図書館におけるマグナ・カルタ800周年の実際の展覧会は2015年9月1日で終了したが、大英図書館のサイト (<http://www.bl.uk/magna-carta>) でその充実ぶりを堪能することができる。本展覧会のコンセプトのひとつは、私見によれば、マグナ・カルタが当初の国王と貴族の争いの中から制定され、それが国王の代替わりごとに確認され、17世紀18世紀になってくるとイギリス革命やアメリカ革命にも影響をあたえ、さらに19世紀20世紀の段階では空間的にアフリカ諸国やインドやアジア諸国の世界中に広がるとともに、マグナ・カルタの使われ方が民衆の権利主張でも見られる、つまり垂直的に下にも広がっていくことを示そうとした点にあるだろう。

20) ただし、2015年7月のイングランド銀行総裁マーク・カーニーの講演はマグナ・カルタの時代状況と現下の経済通貨政策を結びつけたもので、これは国際決済銀行のサイト (<http://www.bis.org/review/r150720b.htm>) で読むことができる。

最後に、ことばの問題にも留意しておきたい。マグナ・カルタはラテン語で書かれたわけだが、フランスの文脈では、ラテン語の「マグナ・カルタ」よりもフランス語の「大憲章」の使用が一般的であり、18世紀の百科全書でも革命期のフランス語訳でも基本的にそうである。語義からしても分量的に小さな「御料林憲章」にたいしての「大」憲章なのだから、*la grande charte* で正しいのであるが、だがそう言ったばあい、普通名詞として理解される可能性があること、つまり、ラテン語の単語によるインパクトが、たとえば日本のように期待できず、フランス語のなかに埋没してしまうこともあるのかもしれない。

マグナ・カルタ 800 周年をめぐる英仏の温度差を考えるとときに、これは一国史的な見方に影響されすぎているのではないかとの思いもよぎる。そもそも、11世紀のノルマン・コンクエスト以来、そして12世紀のジョン王の父ヘンリ2世にしても、当時の支配層の使用言語はフランス語であり、英語は民衆層のことばであった。したがって、マグナ・カルタの英語訳よりもフランス語訳が先行するのは自然なことであった<sup>21)</sup>。人びとは書きことばより、裁判集会等においてマグナ・カルタがフランス語なり英語なりで読み上げられるのを聞いて内容を理解したのである<sup>22)</sup>。このような広がり様相にも留意して、世界の記憶遺産たるマグナ・カルタにアプローチすることも重要だろう。

---

21) Nicholas Vincent, *Magna Carta: The Foundation of Freedom, 1215-2015*, London, 2015, p.40.

22) 大英図書館のマグナ・カルタ 800 周年のサイトにおける D. カーペンター教授の動画解説 (<http://www.bl.uk/magna-carta/videos/king-john-and-the-origins-of-magna-carta>) も参照。

